

令和 3 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

尾張旭市監査委員

4 監 第 2 4 号

令和4年8月22日

尾張旭市長 森 和 実 殿

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
	健全化判断比率審査	2
1	審査の概要	2
2	審査の結果	2
	資金不足比率審査	4
1	審査の概要	4
2	審査の結果	4

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年8月12日から令和4年8月19日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率等が関係法令等に準拠して算定され、かつ、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係職員から説明を聴取して実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は、関係法令等に準拠して正確に算定されており、かつ、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められました。

以下、審査の概要は次のとおりです。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかを審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して正確に算定され、かつ、適正に作成されているものと認められました。

記

	健全化判断比率		早期健全化基準	
	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
ア 実質赤字比率	—	—	12.65%	12.73%
イ 連結実質赤字比率	—	—	17.65%	17.73%
ウ 実質公債費比率 (3か年平均)	3.3 %	3.4 %	25.0 %	25.0 %
エ 将来負担比率	—	4.7 %	350.0 %	350.0 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないことを示しています。また、将来負担比率の「—」は、充当可能財源等が将来負担額を上回っていることを示しています。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていません。したがって、一般会計等の実質的な収支状況については、問題ないものと認められます。

イ 連結実質赤字比率

歳入歳出決算においては、連結対象となる特別会計等の実質収支についても黒字であり、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていません。したがって、特別会計及び公営企業会計を含む全会計の実質的な収支状況については、問題ないものと認められます。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率（3か年平均値）は、前年度に比べ0.1ポイント減の3.3%であり、ほぼ前年度並みの状況となっています。

なお、実質公債費比率3.3%は、財政健全化計画の策定が必要な早期健全化基準の25.0%を下回っており、本市の財政規模に対する実質的な公債費の負担割合については、問題ないものと認められます。

エ 将来負担比率

将来負担比率はマイナスとなり、前年度に比べ減少しています。これは、比率を求める算定式において、充当可能財源等が将来負担額を上回り、比率がマイナスになったことによるものです。充当可能財源等が増加した主な理由としては、財政調整基金を取り崩すことなく積み立てたほか、交付税追加交付分を減債基金に積み立てたことによるものです。また、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が増加し、標準財政規模が増加したことも比率が減少した要因となっています。

なお、将来負担比率はマイナスのため、財政健全化計画の策定が必要な早期健全化基準の350.0%を下回っており、本市の財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債額の割合については、問題ないものと認められます。

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の概要

市長から審査に付された資金不足比率（公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかを審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して正確に算定され、かつ、適正に作成されているものと認められました。

記

ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

(注) 資金不足比率の「—」は、資金不足額が発生していないことを示しています。

イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

(注) 資金不足比率の「—」は、資金不足額が発生していないことを示しています。

(2) 個別意見

ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

資金に余剰があり不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。今後も財政状況を的確に把握し、効率的な事業経営に努めてください。

イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

資金に余剰があり不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。今後も財政状況を的確に把握し、効率的な事業経営に努めてください。